

建設工事における現場立入点検実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天草市不良不適格業者排除対策実施要領（平成18年告示第127号）

第3条第2項の規定に基づき、建設工事における現場立入点検の実施について必要な事項を定めるものとする。

(現場立入点検の対象工事)

第2条 現場立入点検の対象工事は、工事1件当たりの契約金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の工事とする。

(点検者)

第3条 現場立入点検を行う点検者（以下単に「点検者」という。）は、総務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）又は契約検査課長が指定した者とする。

(現場立入点検の実施回数)

第4条 現場立入点検は、おおむね月1回行うものとする。ただし、すべての事項において、指摘事項がなかった建設工事については、点検回数を減らすことができるものとする。

(現場代理人等の確認)

第5条 点検者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者について次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 天草市公共工事請負契約約款（平成18年告示第119号。以下「約款」という。）第10条第1項の規定により通知された者と同じ者であること。
- (2) 受注者に所属する者であること。
- (3) 現場代理人が工事現場に常駐していること。
- (4) 主任技術者又は監理技術者が工事現場ごとに専任の者であること。
- (5) 一般競争入札又は公募型指名競争入札に付した工事の場合は、主任技術者又は監理技術者が事前に提出された配置予定主任技術者又は配置予定監理技術者と同じ者であること。

2 点検者は、前項第2号に掲げる事項の確認により疑義が生じた場合は、受注者に対し次のいずれかの書類の提出を求めるものとする。

- (1) 健康保険被保険者証
- (2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- (3) 雇用保険関係書類
- (4) 源泉徴収表

(5) 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

(6) 技術職員名簿（経営事項審査関係書類）

(7) 監理技術者資格者証

（施工体制等の確認）

第6条 対象工事のうち下請に発注した工事がある場合において、点検者は、現場に備え付けである施工体制台帳により次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 施工体制台帳が現場に備え付けてあること。

(2) 施工体系図が現場に掲示されていること。

(3) 下請契約が締結されていること。

(4) 下請業者の選定が適正に行われていること。

(5) 下請状況に関すること。

(6) 監理技術者が監理技術者資格者証を所持していること。（下請契約の総額が4,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事の場合に限る。）

(7) 一次下請業者が主任技術者を配置していること。

2 前項の場合において、当該下請工事一件当たりの契約金額が100万円以上のときは、点検者は、下請確認票により次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 下請確認票が現場に備え付けてあること。

(2) 下請契約が締結されていること。

(3) 下請業者の選定が適正に行われていること。

(4) 下請状況に関すること。

(5) 一次下請業者が主任技術者を配置していること。

（調査票の作成）

第7条 点検者は、前2条の確認を行った場合は、その結果を工事現場立入点検調査票（様式第1号）に記入するものとする。

2 点検者は、前項の調査票を作成した場合は、直ちに総務部契約検査課の閲覧に供さなければならない。

（不適切な措置に対する指導）

第8条 点検者は、第5条及び第6条の確認の結果、不適切な措置が確認された場合は、指示書（様式第2号）により受注者に対し適切な措置を講じるよう指導するものとする。

（違反等の報告）

第9条 点検者は、前条の指導の結果、改善の措置が見られない場合は、様式第3号により契約検査課長へ報告するものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年3月27日から施行する。

1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

1 この要領は、令和5年5月1日から施行する。